

学校いじめ防止プログラム

月	いじめ未然防止の取組 (生徒対象)	いじめ早期発見の取組 (生徒及び保護者対象)	いじめ防止対策委員会 (教職員の取組)	校内研修 (教職員の取組)
4	年間を通して、のぼり旗を玄関前に設置する。 ・ 新入生オリエンテーションにおける人間関係づくり(中旬) ・ 学校いじめ防止、基本方針、いじめ防止対策委員会及び相談窓口の説明(中旬) ・ 今年度の生徒主体のいじめ防止活動年間計画の策定(中旬)	年間を通して、生徒観察を行う。 ・ 学校内外の相談窓口の周知(上旬) ・ P T A総会における、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止対策委員会及び相談窓口の説明(中旬) ・ 保護者面談(下旬)	把握したいじめ事案への対応及び指導・支援を要する生徒への対応は、年間を通じて行う。 ・ 第1回いじめ防止対策委員会の開催 ・ いじめ防止強化月間における活動の内容検討 ・ 校内研修の内容検討 ・ 教育相談通信の内容検討	・ いじめ防止対策推進法及び学校いじめ防止基本方針の周知徹底及びいじめの認知に係る共通理解(職員会議)
5	【いじめ防止強化月間】 ・ 生徒総会におけるいじめ防止宣言と生徒主体のいじめ防止活動年間計画の説明(中旬) ・ あいさつ運動(中旬) ・ 学年交流会における人間関係づくり(下旬)	・ 教育相談通信発行(上旬) ・ 教育相談週間(上旬)		
6			・ いじめに係る生徒意識調査の内容検討	
7	・ 夏季休業前の生徒指導講話(スマホ利用ルールに係る内容を含む)(下旬) ・ いじめに係る生徒意識調査(下旬) ・ いじめ防止ポスター制作(下旬)	・ 保護者面談(中旬) ・ 学校生活アンケート(いじめ防止等の取組状況に係る調査)(下旬)	・ 夏季休業前の教育課程指導の内容検討 ・ 学校生活アンケート結果の分析 ・ いじめに係る生徒意識調査結果の分析	・ 人権教育研修
8	・ いじめ防止フォーラム参加(上旬) ・ 集会におけるいじめ防止宣言(下旬)	・ ぐんま高校生 LINE 相談(下旬～4月下旬)	・ 教育相談通信の内容検討	
9	・ いじめ防止フォーラム報告(上旬)	・ 教育相談通信発行(上旬)		
10	・ 学年交流会における人間関係づくり(上旬)	・ 教育相談週間(上旬)		
11			・ いじめ防止強化月間における活動の内容検討	
12	【いじめ防止強化月間】 ・ あいさつ運動(上旬) ・ 冬季休業前の教育課程指導(下旬) ・ 校内いじめ防止標語募集(下旬) ・ 校内いじめ防止標語の校内展示	・ 保護者面談(中旬) ・ 学校生活アンケート(いじめ防止等の取組状況に係る調査)(下旬)	・ 冬季休業前の教育課程指導の内容検討 ・ 校内いじめ防止標語募集の内容検討 ・ 教育相談通信の内容検討	
1		・ 教育相談通信発行(上旬)	・ 学校生活アンケート結果の分析 ・ いじめ防止等の取組の評価に係る調査結果の分析 ・ いじめに係る生徒意識調査の内容検討	
2	・ あいさつ運動(上旬) ・ いじめに係る生徒意識調査(生徒向け)(中旬) ・ 二高特のスマホ利用ルール見直しについての話し合い(下旬)	・ 教育相談週間(上旬)	・ いじめ防止等の取組状況に係る調査結果分析 ・ 教育相談通信の内容検討 ・ いじめに係る生徒意識調査結果に係るLHRの内容検討 ・ スマホ利用ルール見直しについての話し合いに係るLHRの内容検討	
3	・ 春季休業前のグループ指導	・ 教育相談通信発行(下旬) ・ 今年度のいじめ及びスマホ利用ルール見直しに係る報告の通知(下旬)	・ 春季休業前の教育課程指導の内容検討 ・ 第2回いじめ防止対策委員会の開催	・ 今年度のいじめ件数と指導の報告

※上記取組のうち、「いじめ防止等の取組状況に係る調査(生徒向け及び保護者向け)」については、調査項目の一部について、その達成状況を学校評価の評価項目に含めることとする。

※学校いじめ防止プログラムについては、「いじめ防止等の取組状況に係る調査(生徒向け及び保護者向け)」結果等を踏まえ、年度末に総括を行い、次年度に向けた見直しを図ることとする。